

特定一般用医薬品等購入費を
支払った場合の所得控除に関する証明依頼書

申請日 令和 年 月 日

殿

申請者氏名	⑩
住所	(□ 証明依頼者と同じ)
〒	—

次のとおり租税特別措置法施行令第26条の27の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことの証明を依頼します。

ふりがな		性別	男・女
氏名			
住所	〒 —		
電話番号	() —		
保険証番号	—	生年月日	昭・平 年 月 日
健診名	人間ドック健診 ・ ミニドック健診 ・ 個別特定健診 ・ 集団特定健診		
健診実施機関(※)		受診日(※)	令和 年 月 日

※ 実施医療機関名や受診日が不明な場合には記載不要です。

- ◆依頼書の受付より証明書の発行には2週間ほどかかります。
- ◆証明書は記載していただいた証明依頼者の住所へ郵送いたします。

本人確認	受付	受付印
運免 在留 障手 パスポート 住基カ(写有) その他 ()		

○ 租税特別措置法第 41 条の 17 の 2 の規定に基づき特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除（セルフメディケーション税制（医療費控除の特例））の適用を受けようとする場合であって、医療保険各法等の規定に基づく健康診査を受診したこと等の証明が必要な方は、この依頼書に必要事項をご記入のうえ、国保年金課窓口にご提出ください。

○ ただし、以下の領収書や結果通知表等のいずれかがあれば、証明は必要ありません。
該当する領収書や結果通知表を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

▶ インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証

▶ 市町村のがん検診の領収書又は結果通知表

▶ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表

※ただし、「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）名称」の記載が必要。

▶ 特定健康診査の領収書又は結果通知表

※ただし、「特定健康診査」という名称又は「保険者名（ご加入の医療保険の名称）」の記載が必要。

▶ 人間ドックやがん検診を始めとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表

※ただし、「勤務先（会社等）名称」「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」の記載が必要。

【注：いずれの場合でも、提出書類には次の①～③の記載が必要です。①氏名、②取組を行った年（平成 29 年 1 月 1 日以降に受診し、確定申告の対象となる年と同一の年に受診したものであること）、③事業を行った保険者、事業者若しくは市町村（特別区を含む）の名称又は診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名。】

○ 証明には時間を要することが予想されるため、余裕を持って依頼してください。

○ 依頼書を提出して保険者から証明を受けた場合は、確定申告書にこの証明書を添付するか、確定申告の際に窓口提示してください。

○ セルフメディケーション税制の対象品目など、詳細については、下記の厚生労働省HPをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

（参考）【セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）】

健康の維持増進及び疾病予防への取組として一定の取組（インフルエンザ予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診等）を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間、スイッチ OTC 医薬品の年間購入額が 1 万 2,000 円を超えた場合、その超える部分の金額（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む。上限金額 88,000 円）が所得控除の対象となります。